

新 法律トラブルを 斬る

回答
山本
尚
弁護士



Q クレジット会社や消費者金融などからの借金が増えてしまい、毎月その支払いに苦しんでいます。借入先は信販会社が2社で、消費者金融が6社です。借金の総額は500万円ぐらいだと思います。先月も遅れながらではあります、何とか支払いを行いましたが電話がかかってきて大変でした。今の状態では今月の支払いも厳しく、どうしたらよいか困っています。とはいっても自己破産は避けたいのですが、借金を何とかするよい方法はありませんか。

A 今回は、自己破産は希望されないということなので、破産せずに支払いの条件を緩和して払える範囲で支払っていく方法を選択する必要がありますね。方法の一つとして個人再生手続きがあります。個人再生手続きは、返済可能な弁済計画を作成して将来の収入から債務の一定額を返済し、それ以外の債務を免除してもらうことにより経済的苦境にある債務者の経済生活の再生をする手続きです。この手続きは裁判所の監督の下に進められ、一定額

■自己破産せず借金返済 ■一定の債務負う個人再生



◆島根県弁護士会法律相談センター（電話0852・21・3450、予約受付時間は平日9～12時、13～17時）

の債務の支払いは、原則として3年間で行うことになります。自己破産の場合は、財産も債務もすべてゼロからの再出発となるわけですが、個人再生は「住宅ローン特例」を利用するなど、住まいを守りながら生活を再建することができます。それでは、支払わなければならぬ一定額の債務（弁済総額）ですが、少なくとも債務者が破産した場合よりも個人再生をした場合に違いを守ります。そのため、債務の総額が500万円以下の場合でも、最も安い100万円は支払わなければなりません。一方、給与所得者再生は、サラリーマンなどの給与所得者を対象といいます。そして個人再生手続きのうち、小規模個人再生手続きをとるか、給与所得者等再生手続きを選択するかによって弁済総額が異なっていることがあります。

弁済総額が大きくなる必要があります。これを清算価値保障の原則といいます。そして個人再生手続きとした手続きです。この場合の最低弁済額は、100万円か債務総額の5分の1か、債務者の年収から税金や社会保険料などを差し引いた手取りの収入金額から最低生

活費を差し引いた金額の2年分（これを可処分所得の2年分といいます）のいずれか多い金額を支払う必要があります。もっとも、これらの手続きを利用するためには、借金などの総額が住宅ローンを除いて500万円以下であり、将来的に継続的な収入があることなどが条件になります。いかなる手続きを選択するのがよいか、専門家に相談されることをお勧めします。